

# 教育助成積立金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人の有する教育助成積立金に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 この法人は、特定資産として、教育助成積立金を設けることができる。

2 教育助成積立金は、教育支援助成事業を行うための基金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第26条第3号に規定する公益目的保有財産に該当するものとする。

(積立)

第3条 教育助成積立金に積立を行うときは、理事会の決議を受けなければならない。

(運用)

第4条 教育助成積立金の運用対象は、次のとおりとする。

- 一 金融機関への預貯金
- 二 国債、地方債及び政府保証債
- 三 貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託

(運用益)

第5条 教育助成積立金から生ずる運用益については、教育支援助成事業に使用し、または教育助成積立金に積立てるものとする。

(取崩)

第6条 教育助成積立金は、次に掲げる事項の資金に充てるため取り崩すことができる。

- 一 被災地域のPTAへの助成
  - 二 被災地域に対するこの法人の会費の減免額の補填
  - 三 その他の教育支援助成事業
- 2 前項の規定のほか、公益目的事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、教育助成積立金の全部または一部を取り崩すことができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年3月31日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に、この法人の有していた災害特別積立金は、施行日において、これを取崩し、教育助成積立金に組み入れることとする。
- 3 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和元年6月21日から施行する。